



～18歳からの「君ならどうする？」～  
若年者のための消費生活サポート情報



第32号  
2023. 12. 25

## 不動産管理会社からの 不当な請求に注意！

### 事例

賃貸アパートの排水管が2年連続で凍結し、火災保険で修理した。今シーズンは排水管がまだ凍結していないのに、不動産管理会社から工事をするように言われた。保険会社からは、過去2年続けて請求をしており、今後は同じ内容での保険金は支払えないと言われた。退去したいが不動産管理会社から「今年修理しない限り退去届を受理しない」と言われ困っている。（20代 男性）



©KANAGAWA2013

### 一言アドバイス



北海道消費者  
教育PRキャラクター  
「ちえ子さん」

- 損害が発生していないのに、保険金を請求することはできません。また、入居者が工事代を負担する必要もありません。
- 排水管を修理しているにも関わらず、同じ個所に繰り返し問題が生じているのであれば、建物の構造上の問題である可能性があります。
- 賃貸アパートは、30日前までに予告すれば退去が可能です。相手が応じない場合は、弁護士などに相談する方法もあります。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから  
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ  
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！  
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者  
教育PRキャラクター  
「かしこしか」

